

第10回北海道TPP協定等対策本部会議 記録

日 時 令和元年9月27日(金)

8:45~9:00

場 所 テレビ会議室

【土屋副知事】

ただいまから、北海道TPP協定等対策本部会議を開催いたします。

議事に入ります。総合政策部長から「日米貿易協定の最終合意について」説明をお願いします。

【総合政策部長】

日米貿易協定の最終合意の概要について、国が公表した資料に基づき説明をいたします。

資料1「日米共同声明」をご覧ください。日本語と英訳が併記されておりますが、「1」では、9月25日、日本時間の26日未明になりますが、安倍総理とトランプ米国大統領の間で、日米貿易協定に係る最終合意を確認し、それぞれの国内手続きが完了した後、早期に本協定を発効させることとしてございます。

「2」では、一定の農産品及び工業品の関税を撤廃又は削減することとしてございます。主に、電子商取引、或いはデジタルデータの流通などのルールを定めるデジタル貿易協定につきまして、日米において高い水準のルールを確立し、両国が主導的な役割を果たすこととしてございます。

次のページですが、「3」では、協定発効後に生じた新たな課題についての対応を定めてございます。

「4」では、日米両国については、これらの協定が誠実に履行されている間、協定及び共同声明の精神に反する行動をとらないとしてございます。これは、後ほど、申し上げますけれども米国における日本車輸入への制裁関税を指しているものでございます。

続きまして、資料2をご覧ください。国が発表した資料でございますが、「日米貿易協定、日米デジタル貿易協定の概要」ということで、主なところを説明させていただきます。

まず、日米貿易協定の1の概要についてであります。今回、最終合意に至った協定につきましては、世界のGDPの約3割を占める日米両国間の貿易協定ということでございます。今後進められる日米両国の国内手続きの完了通知後、30日または別途合意する日で発効することとなっております。

次に、2の農林水産品について、まず、日本側措置ということですが、概要の1つ目の○について、農林水産品に係る日本側の関税については、TPPの範囲内に抑制となっております。今回の最終合意の大きなポイントになるところでございます。

2つ目の○、コメについては、関税削減・撤廃等から「除外」となります。輸入の枠を設けないという意味でございます。3つ目の○では、TPPにおいてTPPワイド、米国が離脱する前の交渉参加国12か国を対象に関税割当枠数量が設定されているもの、脱脂粉乳ですとか、バターなど33品目について、新たな米国向けの枠は設けない取り扱いになったところでございます。

4つ目の○でございますが、全ての林産品・水産品など幅広い品目について、譲許せずとなっております。現在設定をされている関税率を下げないということでございます。

5つ目の○では、それ以外の譲許品目、例えば牛肉、豚肉、乳製品、ワインなどが含まれますが、これらについてはTPPと同内容として、発効時からTPP11締約国と同じ関税率を適用することになったところでございます。

2ページから3ページにかけて各品目、コメ、牛肉、各品目について詳しく記載されておりますので、後ほどご覧ください。

3ページ目、米国側の措置についてですが、米国向けの牛肉について、現行の日本枠200トンと複数国を対象とする枠を合体し、「複数国枠」65,005トンへのアクセスを確保したということでございます。つまり、実質的に対米輸入数量が拡大されることになったわけでありませう。

また、下の○では、日本から輸出のニーズが高い米国農産品42品目について、関税が撤廃・削減されているところがございます。その中に例示をされておりますが北海道からの輸出産品であります「ながいも」や「メロン」、「切り花」が含まれているところがございます。

4ページ目ですが、3の工業品について、まず、米国側の措置としまして、(1)自動車・自動車部品について、日本からの輸出については、「更なる交渉による関税撤廃」と明記されてございます。※のところでございますが、先ほど申し上げたとおり通商拡大法232条の扱いにつきまして、自動車を対象とした数量制限、輸出自主規制等を課すことがない旨、両首脳間で確認されたとのことでございます。

(2)その他の工業品について、日本企業の輸出ニーズが高く貿易量も多い品目を中心に、工業品の関税を撤廃・削減とされてございます。一方で、日本側の措置としましては、有税工業品は譲許しない、つまり関税率については変更しないということでございます。

5ページ目以降、「日米デジタル貿易協定」ですが、先ほど、資料1の日米共同声明の中でも触れさせていただきましたが、個別のルールについて記載がございますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上、資料1と資料2を説明させていただきましたが、内容については、まだ不明な点がございますので、早急に詳細を国の方に確認をしてみたいと考えてございます。このほか、参考資料として、農林水産省作成の農林水産大臣談話や「農林水産品の合意内容などを添付してございますので、個別品目の合意内容については、こちらも参考として頂きたいと思っております。

また、昨日、知事に緊急に要請していただきました要請書についても添付してございますので、後保護ご覧いただければと思います。

【土屋副知事】

この件に関して、何かご発言ございますか。

【小田原農政部長】

ただいま総合政策部長から説明がありましたけれども、この度の合意について、国は、農畜産品に係る日本側の関税をTPPの範囲内に抑制することができたとしております。

その内容については、麦や乳製品の国家貿易制度、豚肉の差額関税制度といった基本制度が確保される一方で、小麦、牛肉、豚肉など、本道の重要品目における関税等の撤廃、或いは削減により、本道農業への影響を懸念しているところでもあります。

一方で、米国への輸出に向けましては、牛肉について、複数国枠へのアクセスが確保されたこと、それから本道の特産品であります「ながいも」などの関税が撤廃・削減されるなど、輸出の拡大の追い風となると考えているところでもあります。

農政部といたしましては、今後、国からの詳細な説明を踏まえながら、今回の合意の内容を精査してまいりますと考えております。

【土屋副知事】

ほかに発言ございますか。

議題は以上でございますが、この機会に発言があればお願いいたします。

それでは、最後に知事から一言お願い申し上げます。

【知事】

本日は、第3回定例会の開催中の中、急遽、日米貿易協定の最終合意を受けて、お集まりいただきました。ただいま、総合政策部長から説明をさせていただきましたけれども、今年4月から交渉が始まりました日米貿易交渉については、9月25日、米国・ニューヨークで開催された日米首脳会談において、日米貿易交渉の合意がなされました。

国に対して、私も昨日、農林水産省に行きまして副大臣に対して、直ちに要請を行ったところでありま

す。まず、この合意内容についての丁寧な説明について、そして、万全な対策、いかなる環境下においても再生産を確保し、持続的に本道の農林水産業が発展していくための万全な対策を講じていただくようお願いをしました。3点目といたしまして、さきほど農政部長からもありましたが、輸出の拡大、この点に対する支援についてもお話したところであります。大きくこの3点について直ちに国に対して、要請をしたところでございますが、今後、道といたしましても、この合意内容の詳細について精査をしていくこととしております。その上で、対応策を検討していく必要があります。本道の農林水産業、そして、先ほど申し上げた輸出の拡大など、積極的な施策展開を図っていく必要があると考えております。

各部においては、今回の合意内容について、各々関係する分野での情報収集に努めていただきたいと思います。農林水産業をはじめ各産業や地域経済、道民の皆様の生活にどのような影響や効果があるのかについて、直ちに把握に努めていただくようお願いいたします。また、関係団体や地域の声をしっかりお伺いをしながら、今後も国に対しての働きかけもしっかり行っていきたいと思っておりますので、その点についてもご留意頂きたいと思っております。非常にスピード感を持って、対応していくことが求められると思っておりますので、各部よろしくようお願い申し上げます。

【土屋副知事】

ありがとうございました。以上で、北海道TPP協定等対策本部会議を終了いたします。

(了)